

ターミナルケアマネジメント加算

算定のガイドブック

目次

- はじめに
- ターミナルケアマネジメント加算とは？
- ターミナルケアマネジメント加算の単位数
- ターミナルケアマネジメント加算の算定要件
- ターミナルケアマネジメント加算の留意点
- ターミナルケアマネジメント加算算定に関する留意点

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料はターミナルケアマネジメント加算に関する前提情報を把握するために活用いただける資料となっています。具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。

ターミナルケアマネジメント加算とは？

ターミナルケアマネジメント加算とは、ターミナル期の利用者に対して、必要な居宅サービスが円滑に利用できるように調整等を行うことを評価する加算です。

具体的には、通常よりも頻回な訪問によって利用者状況を把握し、医師や居宅サービス事業者へ情報提供した場合を評価します。

2018年度介護報酬改定では、改定の重要なテーマとして「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられ、中重度の要介護者も含めた高齢者が、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備する一環としてこの加算が新設されました。

※2021年度改定では変更点はありませんでした。

ターミナルケアマネジメント加算の単位数

ターミナルケアマネジメント加算で算定できる単位数は以下の通りです。

400単位／回

ターミナルケアマネジメント加算の算定要件

ターミナルケアマネジメント加算の算定要件は以下の通りです。

- ・利用者が末期の悪性腫瘍の患者であり、在宅で死亡したこと
- ・ターミナルケアマネジメントを受けることについて、利用者またはその家族から同意を得ていること
- ・24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること
- ・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に連絡調整すること
- ・ターミナルケアマネジメントを受けることについて、利用者またはその家族から同意を得ていること

ターミナルケアマネジメント加算算定に関する留意点

- ・死亡した利用者に対して算定するため、算定は1回に限ります。
- ・利用者の居宅を最後に訪問した月と利用者の死亡月が異なる場合は、死亡月に算定します。
- ・1人の利用者に対して、1カ所の居宅介護支援事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定できるので、算定要件を満たす居宅介護支援事業所が複数ある場合には、死亡日または死亡日に最も近い日に利用した居宅サービスを位置付けたケアプランを作成した事業所が、加算を算定します。
- ・在宅で死亡した利用者対象となりますが、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等は、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができます。